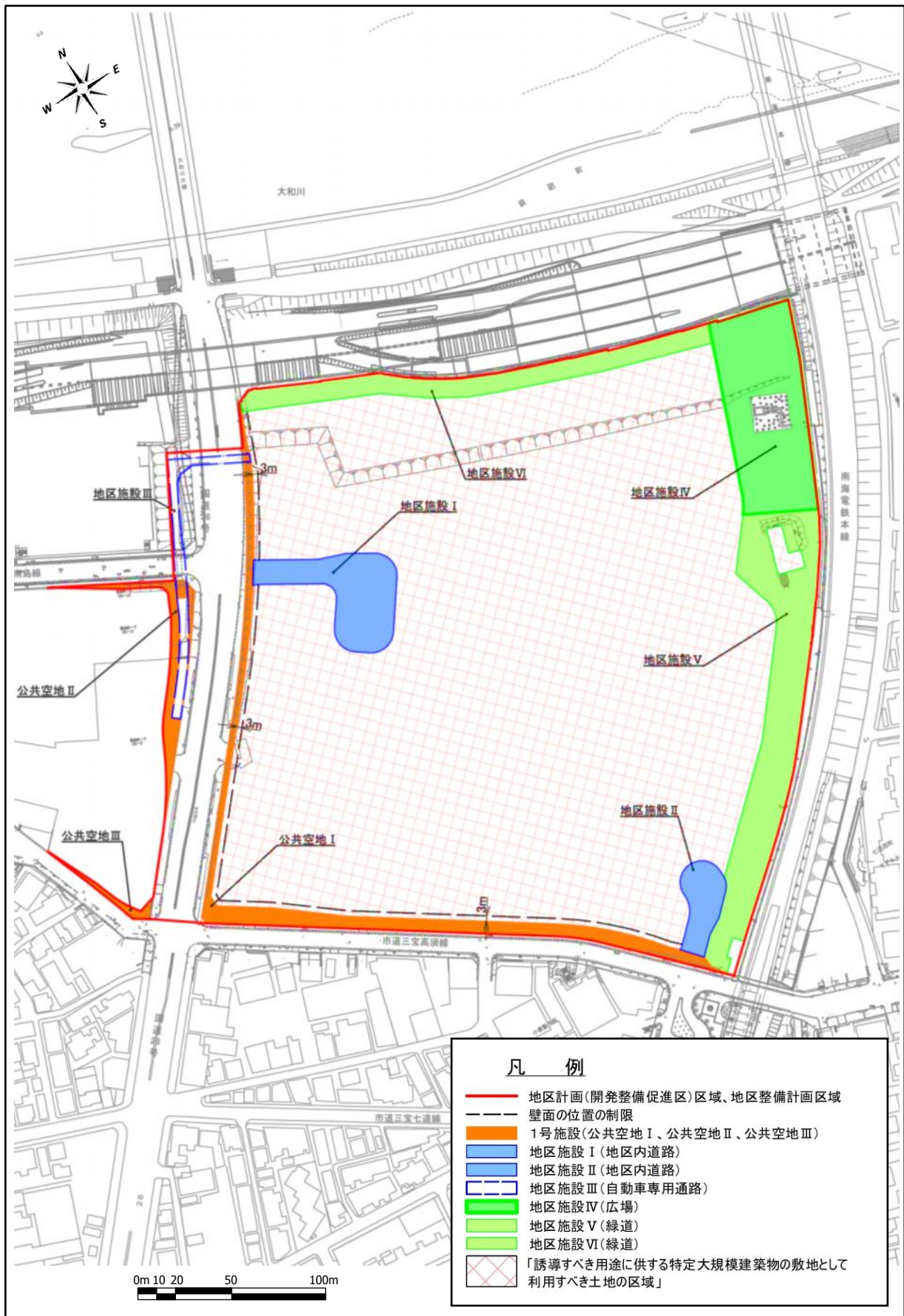


<鉄砲町地区地区計画>



凡 例

- 地区計画(開発整備促進区)区域、地区整備計画区域
- - - 壁面の位置の制限
- 1号施設(公共空地I、公共空地II、公共空地III)
- 地区施設I(地区内道路)
- 地区施設II(地区内道路)
- 地区施設III(自動車専用通路)
- 地区施設IV(広場)
- 地区施設V(緑道)
- 地区施設VI(緑道)
- 「誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域」